

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社セブテーニ・ホールディングス（以下、当社）の取締役会（以下、取締役会）は、セブテーニ・グループ（以下、当社グループ）のガバナンスの枠組みを形成するものとして、このコーポレートガバナンス・ガイドライン（以下、本ガイドライン）を策定する。当社グループのガバナンス体制は、当社グループの企業理念に基づく行動や透明性の高い効率的な意思決定が行われ、法令遵守と企業業績の双方の適切な監督（モニタリング）が行われるよう構築する。

1 企業理念

1.1 企業理念

当社グループは、以下のメッセージを企業理念とする。

- ・ ミッション ひとりひとりのアントレプレナーシップで世界を元気に
- ・ ビジョン 新しい時代をつくる人が育つ場となる
クリエイティビティとテクノロジーによって、なめらかな未来へつながるドアを広げる
複雑化した世の中を、デジタルの力で明るくシンプルに
- ・ 社是 ひねらんかい
- ・ バリュー つよく、やさしく、おもしろく

1.2 企業理念の評価

取締役会は、企業理念が当社グループの事業活動の第一線にまで広く浸透し、企業価値の向上に寄与しているかについて、定期的（年1回）に評価を行う。

2 行動規範

2.1 行動規範

当社グループは、企業理念に基づくガバナンスのもと行動するものとし、併せて以下にも準拠する。

「電通グループ行動憲章」

<https://www.group.dentsu.com/jp/about-us/governance/codeofconduct.html>

2.2 行動規範の評価

取締役会は、行動規範が、当社グループの事業活動の第一線にまで広く浸透し、実践されているかについて、定期的（年1回）に評価を行う。

3 中期経営計画及び資本効率性指標

3.1 中期経営計画

当社グループは、単年度ごとに見直しを行うローリング方式により中期経営方針を策定する。また、中期経営方針における非財務情報に紐づく目標設定についても積極的に検討を進める。

3.2 資本効率性指標

当社グループは、資本効率性指標として ROE 指標は導入せず、中期経営方針における収益及び Non-GAAP 営業利益の予算計画の達成を目標とする。

4 資本政策及び株主還元策

4.1 資本政策の基本方針

当社グループは、持続的な企業価値の向上と、それを通じた株主還元の向上を実現するために、資本効率を向上させつつ、財務の健全性・柔軟性も確保された最適な資本構成を維持することを資本政策の基本方針とする。

4.2 株主還元策の基本方針

取締役会は、剰余金の配当を、連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を考慮し、原則として、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する配当性向 25%程度を目安として実施する。また、1株あたり年間配当金の下限を設定することで、業績の拡大に応じた適切な利益配分を基本としながら、配当の継続性・安定性についても配慮する。さらに、自己株式の取得についても必要に応じて機動的に実施する。

5 株主との対話及び株主総会運営

5.1 定時株主総会に係る議決権行使の基準日及び開催日

当社は、定時株主総会における株主との建設的な対話の充実及び正確な情報提供を確保するため、議決権行使の基準日を毎年12月31日とし、定時株主総会は3月の集中日を避けて開催する。

5.2 株主総会へ向けた適切な情報提供

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資するため、株主総会招集通知の記載の工夫・充実（カラー化、大型化、図表化、英訳化など）を図る。

5.3 株主総会招集通知発送日

当社は、株主総会における株主との建設的な対話の充実及び株主による熟慮期間を確保するため、株主総会開催日と招集通知発送日の間を最低20日以上確保する。

5.4 株主総会招集通知情報の事前公表

当社は、株主総会における株主との建設的な対話の充実及び株主による熟慮期間を確保するため、招集通知発送前にTDnetや自社サイトで事前公表する。（株主総会より30日前を目標とする）

5.5 株主の議決権電子行使

当社は、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、電磁的方法による議決権行使を導入するとともに、議決権行使電子プラットフォーム（ICJ）へ参加する。

5.6 機関投資家等による株主総会での議決権行使

当社は、信託銀行等の名義で当社株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を希望する場合には、信託銀行等と協議、検討する。

5.7 株主からの対話に対する対応方針

当社は、株主総会以外の場における株主との建設的な対話については、以下のとおり対応する。

- （1）株主からの対話の申し込みにについては、面談の主な関心事項や持株数を踏まえ、個別具体的に対応の要否を判断する。
- （2）株主との対話の窓口は当社 CEO オフィスを原則とし、個別具体的状況に応じてグループ社長執行役員等の経営幹部が面談に臨むものとする。また、株主から当社の社外取締役や監査役との対話の申し込みがあった際は、個別具体的状況に応じて、面談の場を創出できるよう最大限努力する。

5.8 適切な情報開示

当社は、当社グループの財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンス、環境、CSR等を含めたサステナビリティへの取組みに関する非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、統合報告書の活用やコーポレートサイトの記載の充実化も含めた適切な方法による情報提供を主体的に取り組む。

5.9 独立性・自主性の維持

当社は、上場会社として、当社の親会社である㈱電通グループとの間においても、当社の独立性及び自主性（経営、事業、取

引関係及びブランドに関する独立性及び自主性を含む。)を維持する。また、(株)電通グループは、(株)電通グループが保有する当社株式の議決権保有割合(52.01%)を維持する限度で行う場合を除き、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、自ら又は(株)電通グループを除く電通グループ各社をして、当社の株式の追加取得を行わず、かつ、行わせない。

6 大規模買付行為に対する対応

6.1 買収防衛策

取締役会は、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるいわゆる「買収防衛策」を導入しない。

6.2 大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合の対応

取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保する観点から、積極的な情報収集と適時開示(取締役会としての考え方)に努めるとともに、関係法令及び当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じる。

7 政策保有株式に関する方針及び議決権行使の基準

7.1 上場株式等の保有に関する方針

当社グループは、以下の方針を定め、上場株式等の保有についての経済合理性を確保する。

- (1) 単なる安定株主としての株式の政策保有は、コーポレートガバナンスの観点から行わない。
- (2) 株式の保有は、配当等のリターンも勘案しつつ、事業遂行上のメリットがある場合等、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合に限る。
- (3) 保有する株式について、定期的に検証を行い、保有の意義が乏しいと判断される銘柄については、売却を行う。
- (4) 当社グループの議決権比率が高い投資先については、エンゲージメントを通じた責任ある投資家としてのスチュワードシップ責任を果たす。

7.2 保有株式の議決権行使の基準

当社グループは、以下の方針を定め、上場株式等の議決権行使についての経済合理性を確保する。

- (1) 株主としての権利を適切に行使すべく、原則として、全ての議案に対して議決権を行使する。
- (2) 議決権の行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点に加え、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、議案ごとに賛否を適切に判断する。
- (3) 議案の趣旨の確認等、必要がある場合には、投資先企業と建設的な対話を行う。

8 取締役会のあり方

8.1 取締役会の責務

取締役会は、株主に対する責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力及び資本効率等の改善を図るべく、以下の責務を負う。

- (1) 経営の基本方針等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣の業務執行に対する実効性の高い監督(モニタリング)を行うこと

8.2 社外取締役の役割

取締役会は、独立性が高く、経営に対する高度な経験・見識等を有する複数の社外取締役を選任し、取締役会の審議を通じて、取締役会による経営の基本方針等の意思決定及び業務執行の監督が効果的・効率的に機能する体制を確立する。

8.3 モニタリング型取締役会

取締役会は、業務執行の意思決定と執行の権限を、法令上可能な範囲で委任型執行役員(以下、グループ執行役員)に委ねることにより、取締役会は、主に、グループ執行役員を監督(モニタリング)することに重点を置くという、いわゆるモニタリング・モデルといわれる取締役会のあり方を志向する。

8.4 グループ経営会議

取締役会は、当社グループの基本的な意思決定を行う会議体として、取締役会のほか、グループ経営会議を設置する。グループ経営会議は、グループ執行役員の全員が参加し、当社グループの最高経営責任者であるグループ社長執行役員の意思決定を支援し、取締役会から委任された範囲内で、当社グループの経営上の重要事項を協議・決定するとともに、業務執行に関する情報の共有を図る。

8.5 取締役会及びグループ経営会議の開催

取締役会は、毎月 1 回、グループ経営会議は、毎月 2 回開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役及びグループ執行役員は、それぞれの会議に向けて準備し、それぞれの会議に出席すること、及び取締役、グループ執行役員としての職務執行を適切に果たせるよう必要な時間をかけて会議を行うことが期待される。

8.6 取締役会決議事項

取締役会において決議すべき事項とグループ執行役員又はグループ経営会議へ権限を委任する事項については、取締役会は、取締役会規程別表 1「取締役会・執行役員の決議・委任基準」を策定し、権限と責任を明確にする。

8.7 取締役会報告事項

取締役会における業務執行の監督（モニタリング）を実効性あるものとするため、取締役会への報告事項については、取締役会は、取締役会規程別表 2「報告事項に係る基準」を策定し、担当グループ執行役員の報告義務を明確にする。

担当グループ執行役員へ権限を委任した事項については、定期的（少なくとも 3 カ月に 1 回）に報告を求める。

8.8 代表取締役

当社の代表取締役は、当社の社外取締役でない取締役であり、かつ、当社の親会社である㈱電通グループが指名する取締役以外の者がこれに就任する。

9 独立社外取締役

9.1 独立性

社外取締役は、取締役会の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていなければならない。（以下、独立社外取締役）

9.2 員数

当社の方針として、取締役会は、少なくともその過半数を独立社外取締役で構成する。

9.3 独立社外取締役等による定期的会合

取締役会は、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合（エグゼクティブ・セッション）を、原則として、月 1 回設定し、当社グループの経営及び取締役会の活動並びに経営者の後継者育成計画等について情報交換及び認識の共有のための場を確保する。本会合には、社外監査役や外部会計監査人等の独立社外者の参加も可能とし、独立社外者間の連携の場としても活用する。

9.4 情報提供

独立社外取締役は、その役割・責務を果たすために必要な当社の経営環境、事業理念、リスク情報等に関する情報について取締役会事務局を通じて継続的に提供をうけるとともに、必要に応じて当社の費用において外部の専門家の助言を求めることができる。

9.5 兼任制限

独立社外取締役の他の上場会社の兼任の制限は設けない。

10 経営陣報酬

10.1 適切なリスクテイクを支える統一的報酬体系

取締役会は、報酬制度を通じて、取締役及びグループ執行役員等当社グループの主要な経営陣による適切なリスクテイク及び企業家精神が発揮できるように、当社グループの主要な経営陣については、原則として、統一的な報酬体系（以下、グループ経営陣報酬）を構築する。

10.2 報酬決定方針の明確化

取締役会は、グループ経営陣報酬に関する決定方針として「グループ経営陣報酬決定方針」を策定する。「グループ経営陣報酬決定方針」では、毎期の業績と連動する短期インセンティブのみならず、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定する。

10.3 報酬決定手続きの公正性の確保

具体的な報酬額決定にあたっては、「グループ経営陣報酬決定方針」に基づき、独立社外取締役の意見を参考に決定する。

10.4 報酬改定の時期

グループ経営陣報酬の改定時期は、毎年定時株主総会終了の翌月から改定する。

11 取締役、執行役員の指名・選任及び定年制

11.1 候補者の指名・選定基準

取締役会は、当社の取締役候補者及びグループ執行役員候補者（以下、取締役等候補者）の指名・選任基準の透明性・公平性を確保する観点から、「経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名に関する方針」を制定する。また、取締役会における多様性を確保するため、女性候補者をはじめとした、多様な人材の登用を進める。

11.2 親会社の役員指名権

当社の親会社である㈱電通グループは、取締役として指名する者 1 名及び監査役（非常勤監査役）として指名する者 1 名を、それぞれ当社の取締役及び監査役に選任する議案を提案するよう当社に要請することができる。当社は、株主総会において㈱電通グループの指名する者を候補者とし、取締役選任議案及び監査役選任議案を上程する。

11.3 候補者指名・選定プロセスの明確化

取締役会は、取締役等候補者の選任・指名プロセス透明性・公平性を確保する観点から、「当社グループ役員の選任・指名に関する手続き」を制定する。

11.4 指名・報酬諮問委員会の関与

取締役会は、取締役等候補者の選任・指名における独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の委員会として指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、グループ社長執行役員とすべての独立社外取締役から構成され、取締役等候補者の選任・指名または解任等について、独自に、若しくは取締役会又はグループ社長執行役員の諮問に応じて、答申（助言、提言、議案の原案作成）を行う。

11.5 取締役及び執行役員の定年

当社グループの取締役（独立社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）及びグループ執行役員は、満 60 歳を超えた場合には再任されない。

12 経営者の後継者育成計画（サクセッションプラン）

12.1 経営者後継者育成計画の確立

取締役会は、グループの経営者後継者としての評価方法を明確にし、経営者後継者の母集団形成のための育成計画を策定し、広く当社グループ内外から後継者人材のサーチ及びリクルーティング活動を行い、母集団形成に向けた方策を実行するとともに、か

かる育成計画について年度毎に評価を行う。

12.2 指名・報酬諮問委員会の関与

指名・報酬諮問委員会は、グループ経営陣幹部（特に最高経営責任者）の業績評価や、取締役会が定めた最高経営責任者のサクセッションプランについて、独自に、若しくは取締役会又はグループ社長執行役員の諮問に応じて、答申（助言、提言、議案の原案作成）を行う。

13 取締役、監査役のオリエンテーション及び継続的研修

13.1 就任時オリエンテーションの方針

取締役会は、独立社外取締役及び社外監査役に対し、その就任時のオリエンテーションにおいて、当社グループの企業理念及び事業、財務、組織に関する基礎資料の配布、説明等を実施する。

13.2 継続的研修の方針

取締役会は、以下の方針を定め、取締役及び監査役が、就任後においても、その役割と責務を十分理解できるよう、継続的な研修を実施する。

- （1）取締役及び監査役に対しては、当社グループの経営理念、事業活動、財務活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行う。
- （2）年に1回、取締役及び監査役による合宿を行い、当社グループの経営理念、企業経営、事業活動及び組織等に関する共有と理解を深める。
- （3）企業経営に直結する法律・税制等の改正、社会的関心の高い時事問題に関する知見、当社グループの海外進出先における経済、法律、社会状況などの、重要性、専門性、緊急性の高い事項その他必要な事項については、取締役及び監査役に対し、会社の費用負担による、第三者機関の研修の機会を提供する。

13.3 オリエンテーション及び継続的研修の企画・運営

就任時オリエンテーション及び継続的研修は、取締役会事務局が企画・運営する。

14 取締役会実効性評価

14.1 取締役会実効性評価

取締役会は、取締役会全体が適切に機能しているかを定期的に評価するため、原則として、年1回、取締役会が自ら行う自己評価を実施する。なお、自己評価の過程においては、外部の第三者機関の関与・助言を受けることができる。

14.2 実効性評価の開示

取締役会実効性評価の開示については、評価手法及び評価結果の概要について開示する。

15 内部統制システム及び内部監査

15.1 内部統制システムに関する基本方針

取締役会は、当社グループの各業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス体制（法令遵守）、リスクマネジメント体制の確保のためには、当社グループレベルでの内部統制システムの整備及び運用が重要であるとの認識に立ち、取締役会は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定し、その適正な運用を図る。

15.2 内部監査の役割

取締役会は、経営目標を効果的に達成するための経営管理体制の状況及び事業規模の拡大や権限委譲に基づく分権管理の状況の検討・評価のために、独立にして客観的な立場からのアシュアランス業務（監査・保証機能）及びコンサルティング業務（助言・指導機能）を提供する内部監査部を設置し、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督（モニタリング）に重点を置く。

15.3 内部監査の独立性

取締役会は、内部監査が効果的にその目的を達成するために、他からの制約を受けることなく自由に、かつ公正不偏な態度で客観的に遂行し得る環境を構築するとともに、内部監査部門は、組織上、グループ社長執行役員に直属し、同時に、取締役会へ確実に報告される体制を整備する。

16 リスクマネジメント

16.1 グループリスクマネジメント委員会

取締役会は、当社グループが直面するリスクの多様化・複雑化・分散化に迅速かつ効果的に対応するため、当社グループ全体のリスク管理を行うため、「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督（モニタリング）に重点を置く。

16.2 内部通報制度（ホットライン）

取締役会は、当社グループの役職員による不正の早期発見・早期対応のため、外部の弁護士を直接の通報又は相談の窓口とする「グループ内部通報制度」を構築し、取締役会は、これらの体制の適切な構築やその運用が有効に行われているか否かの監督（モニタリング）に重点を置く。

17 関連当事者取引

17.1 関連当事者取引の調査・承認・開示

取締役会は、取締役、監査役等の関連当事者がその立場を利用して、当社や株主共同の利益を害する取引を行うことのないよう適切な手続きを定める。取締役及び監査役による関連当事者取引については、取引の有無に関する調査の確認書を作成（年1回）し、重要な事実がある場合には、取締役会に報告するとともに、当社による取締役との取引については、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会の承認を得る。また、関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示する。

17.2 支配株主（親会社）との取引

当社は、親会社である㈱電通グループとの取引に関して、経営支援料は業務内容を勘案し契約により決定し、資金取引に係る利率については市場金利を参考に一般取引と同様に決定する。これら諸施策により、事業運営上当社の親会社からの独立性を十分に確保する。

付 則

- 1 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。
- 2 誤字・脱字等の軽微な修正については、法務担当グループ執行役員が変更できる。

2016年3月15日制定

2017年1月1日改定

2017年12月21日改定

2022年1月4日改定

2022年12月21日改定

2024年4月1日改定

2024年7月1日改定

以上